

食事代、部屋代の負担軽減について

介護保険施設への入所やショートステイを利用されている方のうち、低所得の方には、申請により食費及び居住費（滞在費）の負担を軽減する制度があります。

※申請された方で、対象要件に該当する場合に、負担の軽減を行う制度です。
申請をしなければ、施設等に入所できないというものではありません。

この制度の対象となるサービス

★下記以外のサービス(有料老人ホーム、デイサービス、グループホームなど)は対象ではありませんのでご注意ください。

【入所】 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設

介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型特別養護老人ホーム

【短期入所(ショートステイ)】 (介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護

対象の要件<次の1,2,3のすべてに当てはまる方>

1 本人及び世帯全員が市町村民税非課税であること

2 配偶者が市町村民税非課税であること

夫婦のどちらかが施設に住所を移している場合など、本人と配偶者が別世帯である場合でも、配偶者が非課税である必要があります。

婚姻届を提出していない事実婚の場合も、配偶者として取り扱われます。ただし、DV防止法に定める暴力があった場合や行方不明の場合などは、配偶者については勘案されません。

3 本人と配偶者の預貯金等の金額が一定額（**単身 1,000万円、夫婦は合わせて 2,000万円**）以下であること

預貯金、投資信託、有価証券、現金などが対象です。

負担限度額認定証の交付について

審査の結果、該当と認められる場合、緑色の「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

サービス利用時に事業所・施設へ負担限度額認定証を提示することで、所得に応じた負担の軽減を受けることができます。

なお、認定期間は、

申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日までです。

自動更新ではありませんので、現在負担限度額認定証をお持ちの方も、更新のための申請を毎年行う必要があります。

※有効期間内でも、認定の要件に該当しなくなった場合(市町村民税課税世帯への転居等)は失効となりますので、速やかに負担限度額認定証を返却してください。

今 治 市

申請の方法は裏面をご確認ください

食費・居住費（滞在費）の負担の軽減を受けるためには、申請が必要です

申請に必要なもの

申請には以下のものをご用意ください。「該当」の項目は、必要な方のみをご用意ください。

★印の項目は、マイナンバー（個人番号）関連の提出書類です。	
1	介護保険 被保険者証 本人の介護保険被保険者証を提示してください。代理人が申請する場合、その提示をもって委任を受けているとみなしますので、委任状の提出は不要です。
2	介護保険 負担限度額認定申請書 表面、裏面の両方に押印欄があります。忘れないように押印してください。また、内容について確認させていただくことがありますので、連絡のとれる電話番号を記入してください。
該 当	配偶者の平成 30 年度非課税証明書 配偶者の課税地が今治市でない場合のみ必要です。
3	本人と配偶者の預貯金通帳口座残高の写し 銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かる部分と、最終残高の分かる部分（申請日から2か月以内に記帳されたもの）の写しをご用意ください。 年金が振り込まれる通帳については、最終残高が分かる部分と合わせて、直近の年金の振込みが記帳された部分の写しをご用意ください。
該 当	その他（投資信託、有価証券等）がある場合には、証券会社や銀行口座の口座残高の写し 預貯金等の申告に必要な書類を添付してください。資産に含まれるものと確認方法については、次ページの【預貯金等の申告に必要な添付書類一覧】を参考にしてください。
該 当	負債がある場合には、借用証明書等の写し 預貯金額等から差し引きます。ただし、 個人名義であっても、自営業者などの営む事業にかかる借用証書などは負債とみなしません。
4	本人のマイナンバー（個人番号）が分かる書類 ★ 通知カード、マイナンバー（個人番号）入住民票、マイナンバーカードのうち、いずれか1点 ※ <u>配偶者のマイナンバー（個人番号）が分かる書類については、提出不要</u> です。本人が配偶者の通知カード等を確認の上、申請書に記入しておいてください。
5	本人が申請する場合 代理人（ご家族等）が申請する場合
★	本人の身元確認書類 次のうち、いずれかの書類をご用意ください。 <input type="checkbox"/> 顔写真つき身元確認書類（官公署発行のものに限る）ならば、1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど <input type="checkbox"/> 顔写真なし身元確認書類（官公署発行のものに限る）ならば、介護保険被保険者証のほかに1点 医療保険被保険者証、年金手帳など
	代理人の身元確認書類 次のうち、いずれかの書類をご用意ください。 <input type="checkbox"/> 顔写真つき身元確認書類（官公署発行のものに限る）ならば、1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど <input type="checkbox"/> 顔写真なし身元確認書類（官公署発行のものに限る）ならば、2点 医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など

※ 上記の1、4、5の書類については、窓口にて職員が確認しますので、原本（写しでも可）を提示してください。郵送の場合は写しを提出してください。

※ 各項目で提出する書類が重複する場合（4、5ともに個人番号カードをご準備した場合など）は、写しの提出は1部で構いません。

※ 窓口にて申請書を記入する場合は、上記に加え、本人と配偶者の**印鑑（スタンプ式インク判は不可）**を忘れないようお持ちください。

【預貯金等の申告に必要な添付書類一覧】

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金 (普通預金・定期貯金・定期積金など)	通帳の写し(※)、証書の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(※) (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(※) (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(※) (ウェブサイトの写しも可)
現金(タンス預金など)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など (個人名義であっても、自営業者などの営む事業にかかる借用証書などは負債とみなしません)

(※)銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かる部分と、最終残高の分かる部分(申請日より2か月以内に記帳されたもの)の写しをご用意ください。

年金が振り込まれる通帳については、上記と合わせて、直近の年金振込みが記帳された部分の写しをご用意ください。

※ **出資金も対象となります。**名義人・出資金額が確認できる書類の写しをご用意ください。

(参考) 預貯金等に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・絵画、骨董品、家財など
- ・不動産

非課税年金について

平成 28 年度から、負担軽減を受ける際の負担段階の判定基準に、非課税年金(※)収入額についても勘案されるよう変更されています。

※非課税年金とは、日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。

【判定の対象となる非課税年金について】

非課税年金に含まれるもの	非課税年金に含まれないもの
年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金の他、例えば「寡婦」「かん夫」「遺児」「母子」「準母子」と印字された年金も遺族年金として判定の対象になります。	左記に該当しない年金の他、弔慰金・給付金などは、「遺族」「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象とはなりません。

決定通知書及び負担限度額認定証の郵送先

本人の住所地（申請日までに送付先変更の届出のある場合は、その送付先住所）

※ 事業所に対して、口頭又は文書により、個別に申請の委任を行った場合は、事業所が申請を代理で行うことができます。この場合は、負担限度額認定証を直接事業所にお渡ししますので、ご了承ください。事業所への委任については、各事業所にご確認ください。

注意事項

- 必要に応じて、銀行等に口座情報等の照会を行います。その場合、負担限度額認定の手続きに通常よりも時間が必要となりますので、ご了承ください。
- 本人と配偶者の預貯金等の金額が基準額を超えた場合など、対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに今治市 高齢介護課まで連絡してください。
- 対象要件に該当しないことを知りながら、又は虚偽の申告によって不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。

申請先・問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市 高齢介護課（本庁第2別館1階）

TEL：（0898）-36-1526（直通） FAX：（0898）-34-5077

又は各支所住民サービス課

<受付時間は、本庁・支所ともに開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで>